# ★★福島町いじめ防止基本

## 第3 重大事態への対応

- 1 重大事態の意味(条例第2条)
  - ○いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じていること
  - ○いじめにより児童等が相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされていること
- 2 教育委員会及び学校による調査等

## 【重大事態発生の報告】

学校→教育委員会→町長

#### 【調査の実施】

学校及び附属機関による調査

#### 【調査結果の提供・報告】

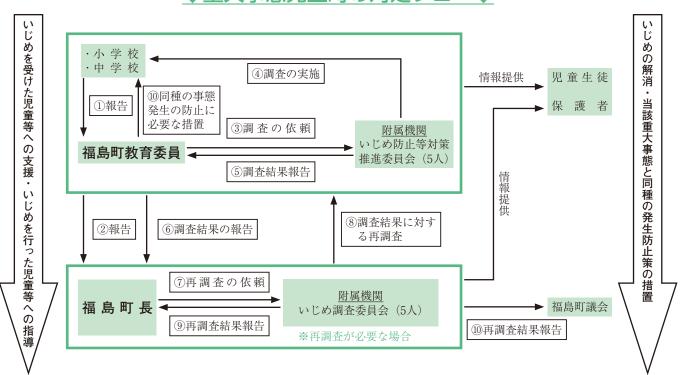
- ・被害者及び保護者への説明
- ・町長への調査結果の報告

### 【心のケア】児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活復帰の支援等に努める。

3 調査結果に基づく再調査(条例第23条)

町長は、当該重大事態への対処又は同種の事態発生の防止のために必要があると認めるときは、附属機関による調査を行い、必要な措置を講ずるとともに、調査結果を議会に報告する。【下記に一連のフロー図を示します】

## ◆重大事態発生時の対処フロー◆



## ●基本方針に関する問い合わせ先

福島町教育委員会 学校教育係 ☎47-3675

URL http://www.town.fukushima.hokkaido.jp/kyouiku/